

審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部林務課企画・計画担当
内線番号	5001

No.	項目	内容
①	処分名	森林経営計画の認定、変更認定
②	法令名	森林法
③	法令番号	昭和26年法律第249号
④	根拠条項	第11条第1項、第12条第1項及び第2号、第19条第1項第1号
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:各広域振興局長、京都林務事務所長)
⑥	法令の定め	<p>第11条第1項 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の経営を行う森林であつてこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するものにつき、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林の経営に関する計画(以下「森林経営計画」という。)を作成し、これを当該森林経営計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めすることができる。</p> <p>第12条第1項 前条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下「認定森林所有者等」という。)は、次に掲げる場合には、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。</p> <p>一 当該認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象とする森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなつた場合又は当該森林経営計画の対象とする森林以外の森林であつて前条第一項の政令で定める基準に適合するものにつき新たに自ら森林の経営を行うこととなつた場合</p> <p>二 当該認定森林所有者等が次条の規定による通知を受けた場合</p> <p>第12条第2項 認定森林所有者等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林経営計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めすることができる。</p> <p>第19条第1項 森林経営計画の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。</p> <p>一 当該森林経営計画の対象とする森林の全部が一の都道府県の区域内にある場合当該都道府県知事</p>

⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法(昭和26年法律第249号) ・森林法施行令(昭和26年政令第276号) ・森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号) ・森林経営計画制度運営要領(23林整計第230号) ・森林経営計画制度の運用上の留意事項について(24林整計第152号) ・森林法施行令第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件(平成14年農林水産省告示第895号) ・森林法施行令第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の運用について(23林整計第386号)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	関係市町村
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)認定請求日から30日以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	認定請求日から30日以内
⑫	問合せ	林務課(075-414-5001)
⑬	備考	